

○電子記録債権法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

・情報通信技術の進展等の環境化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成十八・六・三法六二）本則一〇条（平成一九・六・二までに施行）

（定義）

④ この法律において、債権記録とは、発生記録により発生する電子記録債権又は電子記録債権から第四十二条第一項に規定する分割をする電子記録債権とに作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）をいう。

⑤ ①③（略）

（電子債権記録機関による電子記録）

② 電子債権記録機関は、第五十一条第五号に規定する業務規程（以下この章において単に「業務規程」という。）の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をすることができる。この場合において、電子債権記録機関が第十六条第一項第十五号に掲げる事項を債権記録に記録していないときは、何人も、当該業務規程の定め効力を主張することができない。

（電子記録の効力）

第九条① 電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとする。

②（略）

（電子記録の訂正等）

① ○条①（略）
② 電子債権記録機関は、第八十六条各号に掲げる期間のうちのみ、いずれかが経過する日までに電子記録が消失されたときは、当該電子記録の回復をしなければならぬ。この場合において、は、前項ただし書の規定を準用する。

③（略）

（発生記録）

第一六条①（柱書略）

一六（略）
七 記録番号（発生記録又は分割記録をする際に一の債権記録ごとに付す番号をいう。以下同じ）
八（略）

②（柱書略）

十一 譲渡記録、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をすることができないこととし、又はこれらの電子記録について回数制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め
十三、十四（略）
十五 電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をしたときは、その定め

③⑤（略）

（分割記録に伴う分割債権記録への記録）

第四五条①（柱書略）

一（柱書略）
イ・ロ（略）
ハ 譲渡記録、保証記録、質権設定記録又は分割記録をすることができる回数（以下「記録可能回数」という。）が記録されている場合におけるその記録可能回数
二・ホ（略）
二四（略）

②（略）

第二章
第九節（第四七条の二）第四七条の五（改正により追加）
第九節（略）改正後の第十節

（債権記録等の保存）

第八六条 電子債権記録機関は、次に掲げる期間のうちのみ、いずれかが経過する日までの間、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならぬ。
一 当該債権記録に記録されたすべての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により当該債権記録中のすべての記録事項について削除する旨の記録がされた日から五年間
二 当該債権記録に記録された支払期日（分割払の方法により債務を支払う場合にあつては、最終の支払期日）又は最後の電子記録がされた日のいずれか遅い日から十年間